

除雪業務特記仕様書

この特記仕様書は、上田市（以下「甲」という。）が発注する除雪及び凍結防止剤散布業務について、受託者（以下「乙」という。）が適正に履行するため、業務及び貸付機械に関する仕様を示すものである。

1 除雪業務について

（適用範囲）

第1条 本仕様書は、除雪業務について適用するものとする。

2 本仕様書に定めのない事項については、長野県除雪業務特記仕様書に準ずるものとする。

（一般事項）

第2条 乙は、異常降雪時を除き次に定める除雪水準による幅員を確保することを目標として作業しなければならない。なお、異常降雪時における目標は、監督員の指示によるものとする。

（除雪水準）

路線に応じた幅員確保を原則とする。ただし、異常な降雪等、状況によっては1車線幅員で待避所を設置することもやむを得ないものとする。

- 2 乙は、除雪業務の遂行にあたっては、安全かつ円滑な交通を確保するため道路を良好な状態に保つよう維持しなければならない。
- 3 乙は、業務委託区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の処置を行なう必要がある場合は、応急処置を行い、速やかに監督員にその処置を報告し、指示を受けなければならない。
- 4 乙は、除雪業務において、業務区間の通行規制を行う必要がある場合は、通行規制を行う前に監督員と協議しなければならない。
- 5 乙は、作業内容、気象及び道路状況について、求められた場合には監督員に報告しなければならない。
- 6 乙は、業務区間の道路付属物や占用物件等について、事前に作業上支障となる箇所の把握を行い、事故の防止に努めなければならない。
- 7 乙は、除雪機械が故障、事故等により除雪作業が出来ない場合は、速やかに監督員に連絡し指示を受けなければならない。
- 8 乙は、除雪業務の遂行においては、一般交通、歩行者等の安全に十分注意しなければならない。
- 9 業務遂行時における緊急事態に備え、連絡体制を定め監督員に提出しなければならない。（様式1）

（作業基準等）

第3条 業務は「作業区分と出動基準」（別紙-1）に基づき行うものとする。

2 除雪について

(1) 降雪により交通障害を発生させないよう速やかに行うものとする。

3 凍結防止剤散布について

(1) 凍結防止剤については、甲が提供するものとする。

(2) 凍結防止剤のストックヤード及び積込用機械については、乙が用意するものとする。

(3) 乙は、凍結防止剤の散布業務にあたっては、一般通行車両等へ凍結防止剤が飛び散らないようにしなければならない。

(4) 凍結防止剤の使用量の確認方法は、監督員の指示によるものとする。

(待機)

第4条 速やかな除雪業務を遂行するため、次の待機を行うものとする。

1 除雪機械待機 (除雪業務のみ)

- (1) 乙は、監督員が大雪注意報・警報発令時以外に、夜間(20時～8時)不時の除雪に備えて指示した場合は、指示した場所に待機対象の除雪機械及び運転要員等を待機させなければならない。
- (2) 除雪機械の出動については、監督員の指示によるものとする。
- (3) 発令後20時～8時の間に3時間以上の稼働があった場合、待機補償費は支払わないものとする。

2 運転要員待機 (除雪業務のみ)

- (1) 乙は、夜間(20時～8時)の大雪注意報・警報が昼間から発令されている場合または夜間に新規発令された場合において、運転要員を常に出動できる状態で待機させなければならない。
- (2) 運転要員は、出動基準に達した場合、もしくは監督員から指示があった場合は、直ちに出勤しなければならない。
- (3) 支払は待機不稼働の場合とする。

3 情報員待機

- (1) 乙は、日本気象協会17時発表の天気予報において、当日夜20時から翌日朝8時にかけて「降雪」予報が発令された場合、情報員を待機させなければならない。
- (2) 情報員は、雪に関する情報、交通情報の収集整理をするとともに、除雪作業が必要となる場合に備え、常時、運転要員との連絡がとれる状態にしておかなければならない。

4 雪道巡回費

- (1) 乙は、監督員がパトロール車で巡回等の指示を出した場合は、指示した場所を巡回し報告しなければならない。

(使用機械)

第5条 機械及び委託機械については、「除雪業務委託設計書」のとおりとする。

- 2 貸付機械の取り扱いについては、「2貸付機械」によるものとする。
- 3 委託機械に係る管理及び修繕等については、乙の責任によるものとする。
- 4 委託機械を変更しようとする場合は、監督員に協議するものとする。

(作業日報)

第6条 作業日報の様式については、上田市において定めるものとする。

- 2 乙は、作業日報、運転記録紙等を監督員の指示により提出しなければならない。

(出来形確認)

第7条 出来形の確認は、「出来形確認方法」(別紙-1)のとおりとする。

(苦情等の処理)

第8条 業務中に沿道住民等から苦情または意見等のあった時は丁寧に対応し、直ちに監督員に報告するとともに適切な処置をとらなければならない。

2 貸付機械について

(機械の貸付)

第9条 第5条第2項に定める貸付機械は甲が乙に貸付けるものとし、機械を貸与したときは、乙から「除雪機械借用書」(様式2)(以下「借用書」という。)を徴さなければならない。

3 甲は、機械を甲の指定した日時及び場所に乙又はその代理人を立ち合わせ、当該機械の整備状況を確認させたい借用書と引き替えに貸与するものとする。

(貸付機械の管理)

第10条 乙は、貸付期間中善良な管理者の注意をもって機械を管理しなければならない。

2 乙は、機械の使用、管理等については、次の各号に掲げる事項に注意し常に監督員の指示に従い機械の機能保持に努めなければならない。

(1) 機械は担保に供しないこと。

(2) 機械は、貸与を受けた使用目的以外の用途に使用しないこと。

(3) 機械の日常整備、修理を完全に実施すること。また、腐食防止のため洗車を定期的実施すること。

(4) 機械の整備については、当該機械に精通した熟練者を当てること。

(5) 甲は、乙が機械の引き渡しを受けた後に正当な理由なしに機械を使用しない場合又は、この仕様書に違反した場合には機械の返納を命ずることができる。

(6) 貸付機械に使用するタイヤ、タイヤチェーン、カッティングエッジ等については、監督員が摩耗状況を判断して引渡しするが、シャープピン等軽微な消耗品については、乙の負担とする。

(7) 乙は、貸付機械が次の事項に該当したときは、遅滞なく監督員に連絡してその指示を受けるものとする。

①故障、損耗等により正常な運転が出来ない時、またはそのおそれのあるとき。

②事故発生時。

(貸付機械の損害の負担)

第11条 乙は、機械を亡失し又は毀損したときは直ちに甲の指示を受けなければならない。

2 乙は、前項の亡失又は毀損が自己の責に帰すべき事由によるときは、甲の指示に従いすみやかに機械を修理し又は代品を納め若しくはその損害を賠償しなければならない。

3 天災その他の不可抗力によって機械に関して損害が生じたときは、その損害の補償について甲、乙協議して決定するものとする。

(貸付機械の返納)

第12条 甲は、貸付機械を返納させる場合には甲の指定した日時、場所において乙又はその代理人を立ち合わせ当該機械の整備検査を行い、支障がないと認めたときはこれを収納するものとする。

この場合において乙は、「除雪機械返納書」(様式2)を提出するものとする。

(貸付機械の監査)

第13条 甲は、貸与期間中に機械使用状況の監査を行うことができる。

2 乙は、前項の監査により指示された事項を直ちに履行しその結果を甲に報告しなければならない。

(貸付機械の経費負担)

第14条 次の各号に掲げる諸費用は乙の負担とする。

(1) 機械の監査に直接必要な経費。

(2) 機械の返納に要する費用。

- (3) 機械の機能を常に良好な状態に維持するために必要な点検、整備及び修理に要する費用。
- (4) 機械の管理に要する費用。

3 その他

(臨機の対応)

第15条 豪雪時等の緊急時においては、発注者と受注者とが協議のうえ、契約工区外の除雪等の業務を実施することができるものとする。

(少雪時における除雪体制を確保するために必要となる固定的経費の積算計上)

第16条 本業務は、少雪時において除雪体制を確保するために必要となる固定的経費を積算計上する業務である。

2 業務執行にあたり、下記について受発注者間協議により設定すること。

- (1) 固定的経費（全体額）の対象となる除雪機械等の設定 本業務では、1ヶ月以上除雪体制に組み込まれている除雪機械、凍結防止剤散布車等を対象とし、受発注者間協議により、機械と台数を設定するものとする。ただし、他業務と併用する除雪機械、凍結防止剤散布車等は対象としない。

また、保有区分については、発注者からの貸付機械、自社持ち機械、リース機械を対象とする。

なお、固定的経費（全体額）は各機械の機械損料と除雪体制確保期間を掛合せた金額の合計額に一般管理費率を掛けた経費をいう。

- (2) 除雪体制確保期間の設定 除雪体制確保期間は、地域の降雪の実情に応じて除雪体制の確保が必要な期間を設定するものとする。また、機械ごとに日単位で設定するものとする。なお、除雪体制確保期間とは、道路除雪作業が適切に行えるよう除雪機械を配備し、除雪体制を確保している期間をいう。

3 固定的経費の費用計上

本業務においては、下記(1)から(3)により固定的経費を計上することとする。

- (1) 固定的経費（全体額）の算出 固定的経費（全体額）

$$= \sum (K \cdot D) \times (1 + \text{一般管理費率})$$

K：機械損料（供用日当り損料：固定費）(円/日)

D：除雪体制確保期間（日）

※固定的経費（全体額）を算出する際は当該業務の落札率を乗じること

※固定的経費（全体額）は税抜き価格とする（万円単位、万円未満切り捨て）

- (2) 「除雪作業経費」と「待機補償費」「機械管理費」の合計額の算出

「除雪作業経費」とは、機械稼働費、袋詰凍結防止剤積込費、雪道巡回費、凍結防止剤散布機 積込トラック借上費、任意保険料（貸付機械のみ）及び監督員が必要と認める費用の合計額をいう。

「除雪作業経費」と「待機補償費」「機械管理費」の合計額は税抜き価格とする（万円単位、万円未満切り捨て）

- (3) 固定的経費（計上額）の積算計上 上記(2)で算出した「除雪作業経費」と「待機補償費」「機械管理費」の合計額が、上記(1)で算出した「固定的経費（全体額）」を下回る場合において、以下の計算式により「固定的経費（計上額）」を積算計上する。

$$\text{固定的経費（計上額）} = \text{固定的経費（全体額）} - (\text{除雪作業経費} + \text{待機補償費} + \text{機械管理費})$$

※なお、複数年契約で実施している維持工事については、単年度ごとに評価することとする。

- 4 発注者による履行状況の確認 受注者は、3月の精算時に固定的経費（計上額）を積算計上する場合、「精算時提出書類」を発注者に提出し確認を受けるものとする。精算時提出書類は下記のとおりとし、貸付機械については貸付機械の仕様書等に基づく書類を基本とするが、これによりがたい場合は発注者と協議するものとする。

項目	提出書類
除雪機械の台数	固定的経費の対象となる除雪機械の一覧表等
除雪機械の規格	除雪機械の規格が明記されている書類(貸付調書、借用(返納)書等)
供用日数	供用日数が確認できる書類(リース契約書類、貸付調書、借用(返納)書等)
保険期間	保険契約期間が確認できる書類（契約書、明細書等） ※発注者が加入済みの場合は不要